

## 役員報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「本連盟」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員等の報酬について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (報酬の支給)

第2条 当連盟の役員及び評議員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、この役員報酬規程の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

### (定例報酬の支給)

第3条 常勤役員の報酬は基本給・役職手当・扶養手当・通勤手当とする。

- 2 基本給は固定給とし、月額22万円以内とする。
- 3 役職手当は基本給の100分の20以内とする。
- 4 扶養手当は扶養者1人につき月額2万円とする。
- 5 通勤手当は役員が通勤のために有料の交通機関を利用(利用距離1キロメートル以上の場合に限る)する場合に月額を支給する。

### (定例報酬の支給)

第4条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

### (特別手当)

第5条 常勤役員について、原則として特別手当を支給する。

- 2 特別手当の支給率は基本給の3.5ヶ月以内とする。
- 3 特別手当の支給日、支給方法並びに特別手当より控除する額等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

### (退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金は、最終月額基本給に別表の支給率を乗じた額とする。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

#### 支給率表

在職年数	1年	2年	3年	4年
支給率	1.0	2.0	3.0	4.0
在職年数	5年	6年	7年	8年
支給率	5.0	6.0	7.0	8.0

### (公表)

第7条 本連盟は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

### 附則

この規程は、公益法人の設立の日から施行する。